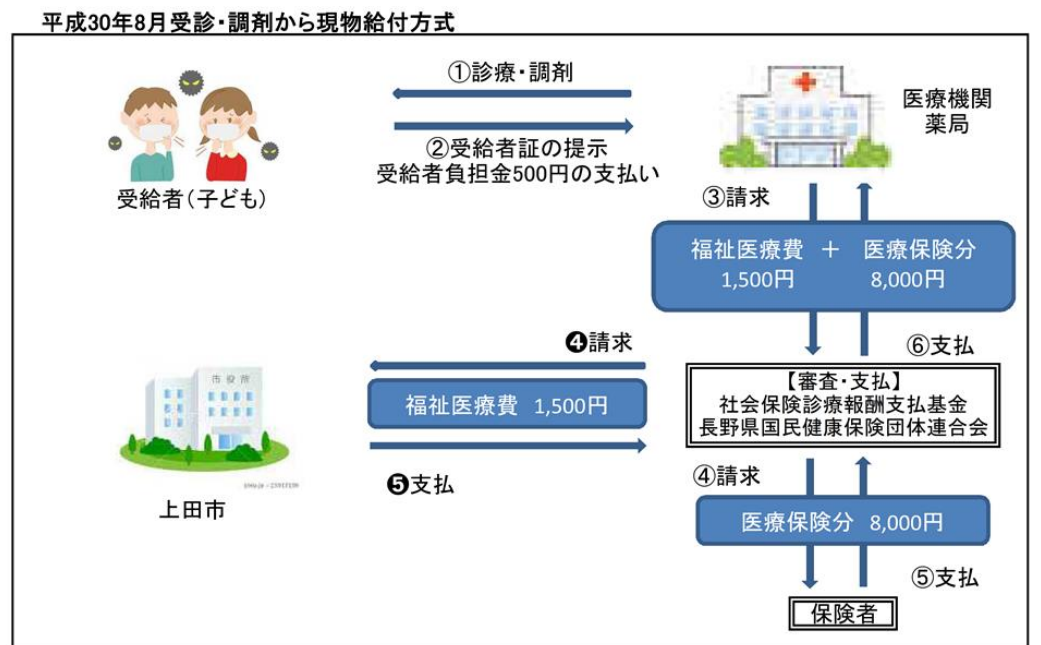
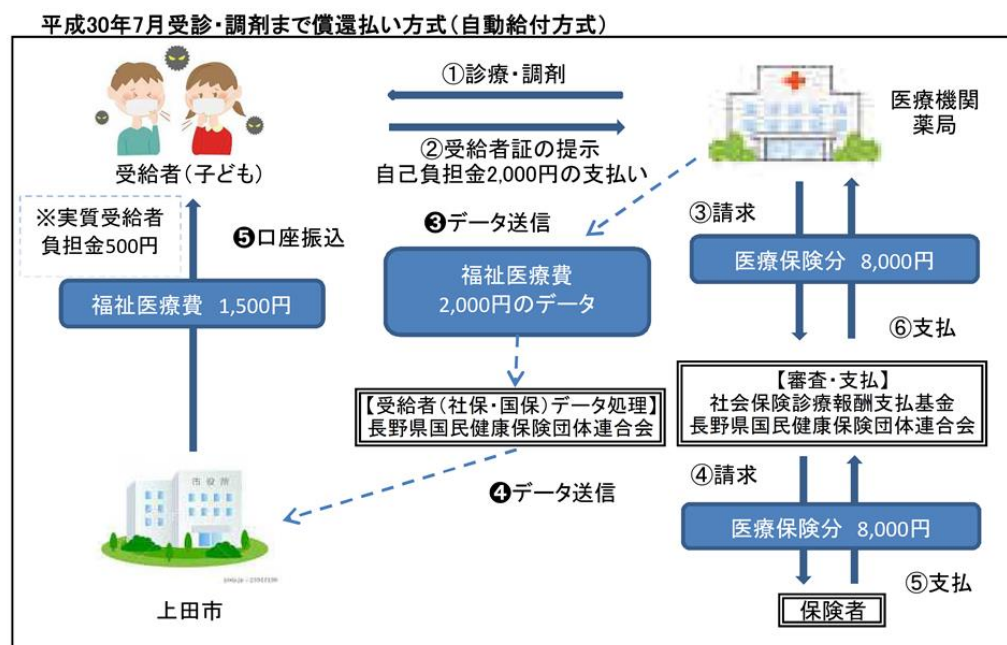


平成30年6月4日から6月25日 会期22日間で開会

中学校卒業までのお子さんの窓口での医療費支払い方法が変わります

福祉医療費給付事業のうち中学校卒業までの医療費について、平成 30 年 8 月から全県統一で現物支給方式が導入されることに伴い、県の補助金交付要綱等が改正されたため、上田市福祉医療費給付条例の一部を改正。平成 30 年 8 月診療・調剤分から、「15 歳到達年度末までの子」に対し【現物給付方式】が導入されます。これまでとの違いは【1 レセプト*あたり受給者負担金のみの支払で受診ができるようになる】という点です。窓口負担金が無料になるわけではありません。

例：総医療費を 10,000 円、一部負担金を 2,000 円（未就学児 2 割）とした場合の福祉医療費給付の流れ

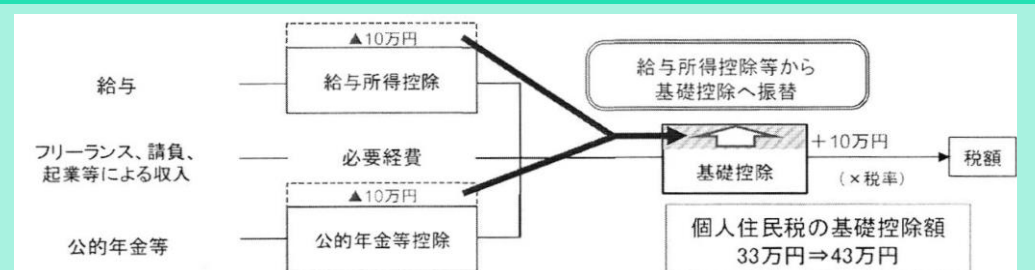


地方税法の一部改正等に伴う条例の改正

様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入のみ適用される給与所得控除と公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除を同額引き上げる。

給与収入が 850 万円を超える場合の給与所得控除額を、現行の上限額 220 万円から、上記振替に伴う 10 万円と新たに 15 万円引下げ、195 万円に見直す。なお、子育てや介護に対して配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置を講ずる。

(参考) 給与 900 万円の場合 $(900 \text{ 万円} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 5 \text{ 万円}$ (控除額)
給与 1,000 万円の場合 $(1,000 \text{ 万円} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 15 \text{ 万円}$ (控除額)



給与所得控除額 (万円)

給与収入 (万円)

上限220万円

上限195万円

基礎控除額

転替

43

33

10

所得金額

850

※850～1,000万円の者は、徐々に負担額が増加

給与	850万円	900万円	950万円	1,000万円
負担増	なし	+1.5万円	+3.0万円	+4.5万円

(注) 23 歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等(いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

<http://www.noriyuki-sato.com>

上田市議会議員 佐藤のりゆき 検索

スマートフォンからご覧いただけます

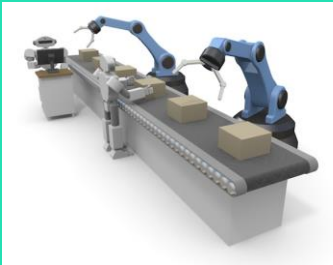
公的年金等控除の見直し

ア 世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合、基礎控除への振替に伴う 10 万円引下げ分を含め、控除額の上限を新たに設け 195.5 万円とする。

イ 公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合は、控除額を 10 万円引下げ、2,000 万円を超える場合には控除額を 20 万円引き下げる。

生産性向上の実現のための臨時措置

生産性向上特別措置法の規定により、償却資産に係る固定資産税の特別措置が国において定められたため、上田市では生産性向上に係る設備などの固定資産税を 3 年間ゼロとすることで決定されました。



たばこ税の見直し

平成 30 年 10 月 1 日から、たばこ税率が段階的に引き上げられます。加熱式たばこについては、これまで紙巻たばこに比べ税収が少なかったことから、5 年間で段階的に新課税方式に移行されます。

基礎控除の見直し（市税条例第 34 条の 2）

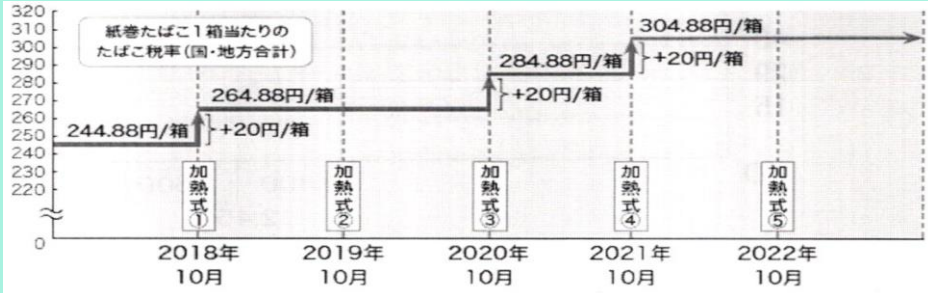
基礎控除は所得の多寡によらず一定金額を所得から控除しており、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性が乏しいとの指摘があること等から、控除額が所得金額 2,400 万円超から逡減し、2,500 万円で消失する仕組みを設ける。

非課税の範囲（市税条例第 24 条）

ア 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引上げ、合計所得 125 万円を 135 万円に見直す。

イ 均等割を課しないとされる非課税限度額を 10 万円引上げ、31 万 5 千円×（同一生計配偶者+扶養数+1）+（18 万 9 千円）+10 万円 以下の者には均等割を課さない。

たばこ税の見直しスケジュール



今回の税改正による上田市への影響

市民税 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直しについて

主に高額所得者層の控除額の上限の見直し等であり、低所得者にも配慮されている改正であることから、多くの市民にとって大きな影響はないものと考えられる。

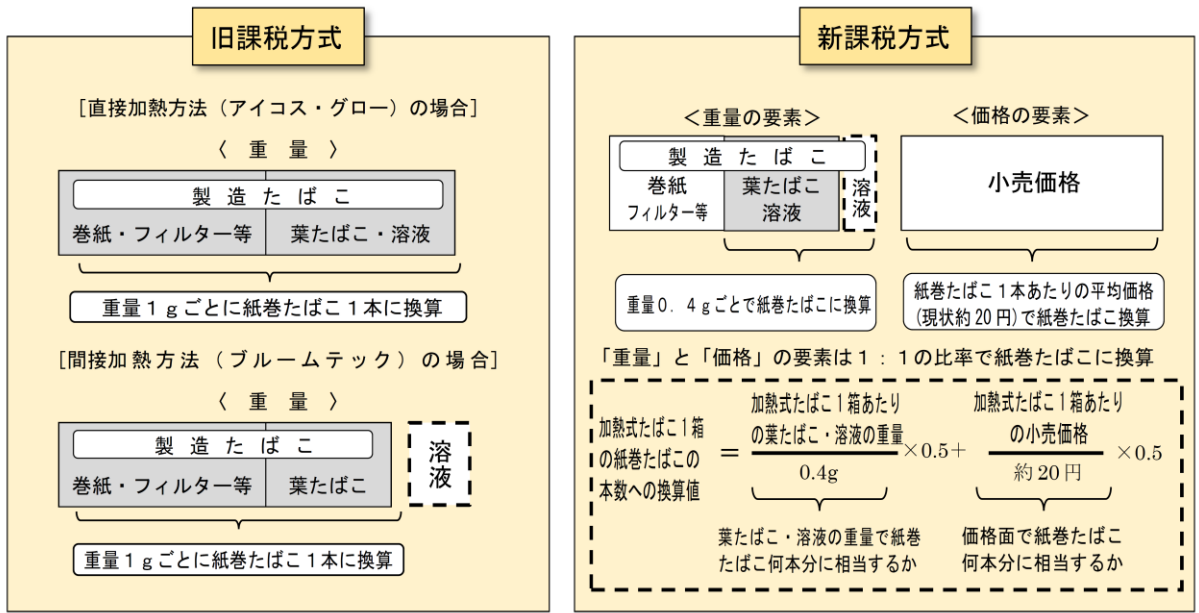
生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）について

固定資産税の特例措置を講じることで減収となりますが、減収分については、普通交付税により 75%が補填措置される。申請件数 110 件と見込んだ場合、固定資産税の最終的な減収額は約 420 万円程度になる見込み。

たばこ税について

たばこ税 税率の引き上げと加熱式たばこの税額計算方法の新設を行うものの、喫煙人口の減少と、紙たばこから加熱式たばこへ変更する喫煙者の移行を考慮すると、たばこ税の大幅な増収にはなりにくい状況であると考えられる。

加熱式たばこ税の新旧課税方式



一般質問



インバウンド(外国人観光客誘客)について

問 母袋前市長が昨年 5 月台湾を訪れトップセールスを行ったが、その効果はどうか。

答（大矢商工観光部長） 昨年、台湾で開催された国際旅行博では、台湾観光協会協力により上田市として初めて観光 P R ブースを出展、観光や教育面では一層の交流など様々な展開に繋がっている。上田城千本桜まつりや上田真田まつりのツアーが実施されるなど、効果的な誘客にも繋がっている。

問 著しい人口減少社会を迎えるなか、上田市の観光を更なる成長戦略としてインバウンドの推進は非常に重要である。2019 年ラグビーワールドカップに向けた菅平高原でのイタリア代表チームの合宿など上田市にとって、インバウンドを推進するうえで絶好の好機である。土屋市長の積極的な更なるトップセールスが必要と考えるが、トップセールスを更に推進する考えはあるか。

答（土屋市長） インバウンドの絶好の機会と見据え、積極的な取り組みを図りたい。みずからのトップセールスについては最も効果的な機会を捉え、判断してまいりたい。

パブリックコメント(市民意見募集)について

問 市の基本的な政策に関する計画等を策定する際に、その計画等の案を公表し、市民の皆さんから意見を募集する市民意見募集、いわゆるパブリックコメントは、提出された意見等を市は考慮し、計画等の案に反映できるか検討した上で最終的な意思決定を行い、意見の概要とこれに対する市の考えなどを公表するものであります。これまでも上田市においてはパブリックコメントを実施されていたものの、これまでパブリッ

クコメントに関する基準がなく、計画等の対象範囲や公表方法、募集期間等について統一が図られておりませんでした。本年 4 月 1 日から上田市市民意見募集に関する要綱が定められ制度化されたことは、行財政改革、市民意見重視の観点から大変評価できる取り組みである。今回条例とせず要綱とした理由はなにか。

答 条例ではなく要綱とした理由については、本要綱は条例化が必要とされる市民に義務を課し、または権利を制限する内容ではなく、自治基本条例第 28 条の規定に基づいて行政内部の意見募集手続に関する事務の執行基準を統一することが目的でありましたことから、要綱として制定したものである。長野県や県内他市の制定の状況は、県が指針、長野市や松本市など 12 市が要綱、そして大町市が要領での制定、5 市が未制定の状況。

問 パブリックコメントの精度を向上させるうえでも、多くの市民の皆さんに制度をしっていただく事が、制度の運営上重要であるが、今後の周知の考えは。

答（小宮山市民参加協働部長） 議員指摘のとおり、意見募集手続制度について広く周知を図りながら市政参加への関心を高めていくことが大変重要である。広く周知を図りながら市政参加への関心を高めていくことが大変重要。広報、ホームページで更に周知を図る。あわせて「広報うえだ」への今後の実施予定の掲載やプレスリリースなどの広報媒体を活用しながら広く周知を進めていく。

佐藤のりゆき 出来事

6 月 2 日に長野スタジアムで開催されたラグビーイタリア代表チームとヤマハ発動機ジュビロとの親善試合を観戦しました。実際に見るラグビーの試合は、非常に迫力がありました。地元で観戦できる機会が増えて欲しいと感じました。

